

当院は、「コンタクトレンズ検査料1」の  
施設基準に適合している旨、

近畿厚生局長に届出を行っております。

※コンタクトレンズ診療に係る点数は下記の通りです。過去にコンタクトレンズ検査料が算定されている場合には、再診料が算定されます。

初診料	291点
再診料	76点
コンタクトレンズ検査料1	200点

診療医師名：宮崎 茂則

眼科診療経験：29年（令和8年6月現在）

※上記についてご不明な点はお相談下さい。

宮崎病院